

令和 6 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その2

令和 6 年 5 月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

業 務 説 明 書

1. 概要

対象施設

管径

600～2,000 mm

※矩形管については診断箇所一覧表を参照

円形管

開削工法

5,219 m

矩形管

現場打ち

1,135 m

標準マンホール

136 箇所

設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所

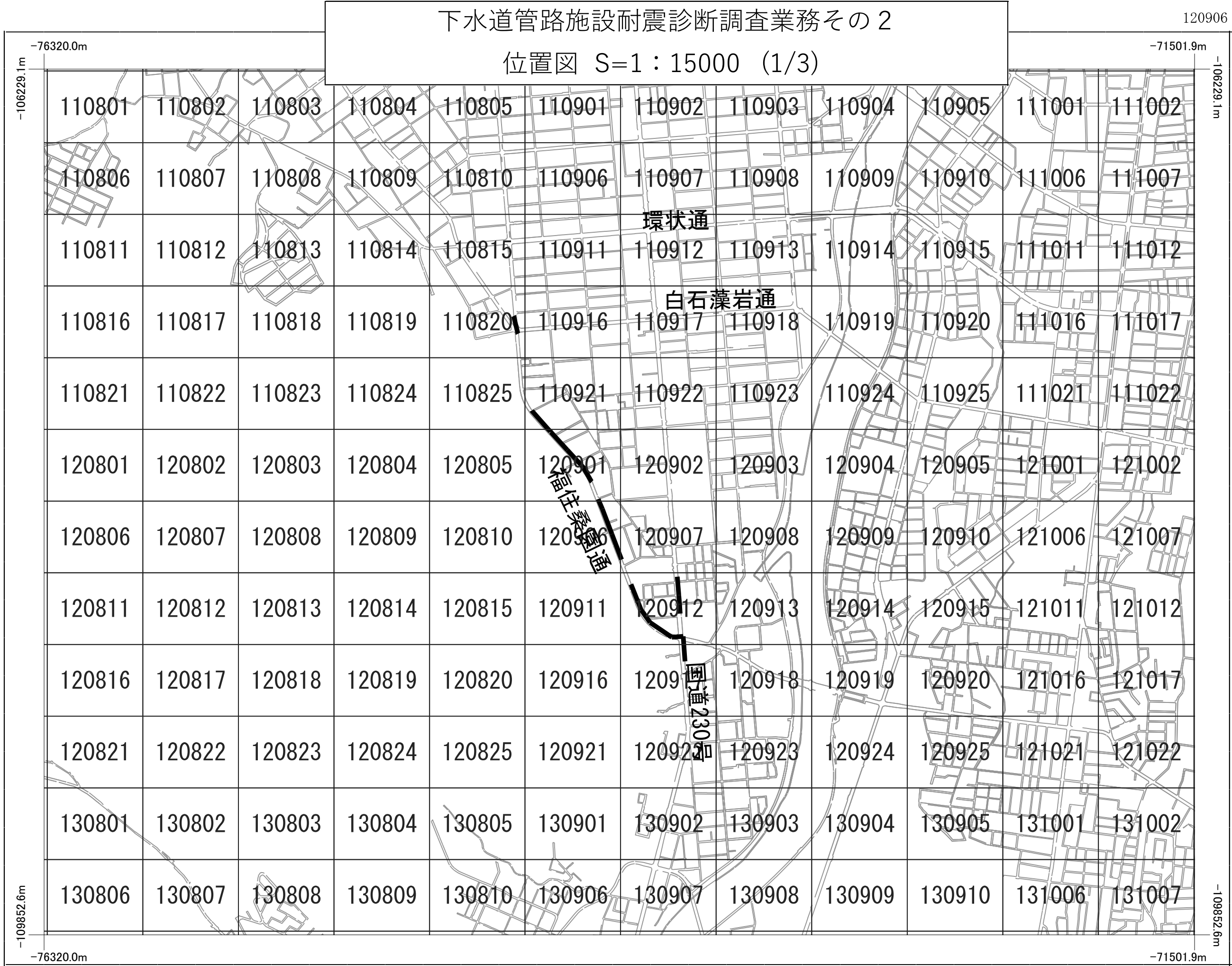
別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間

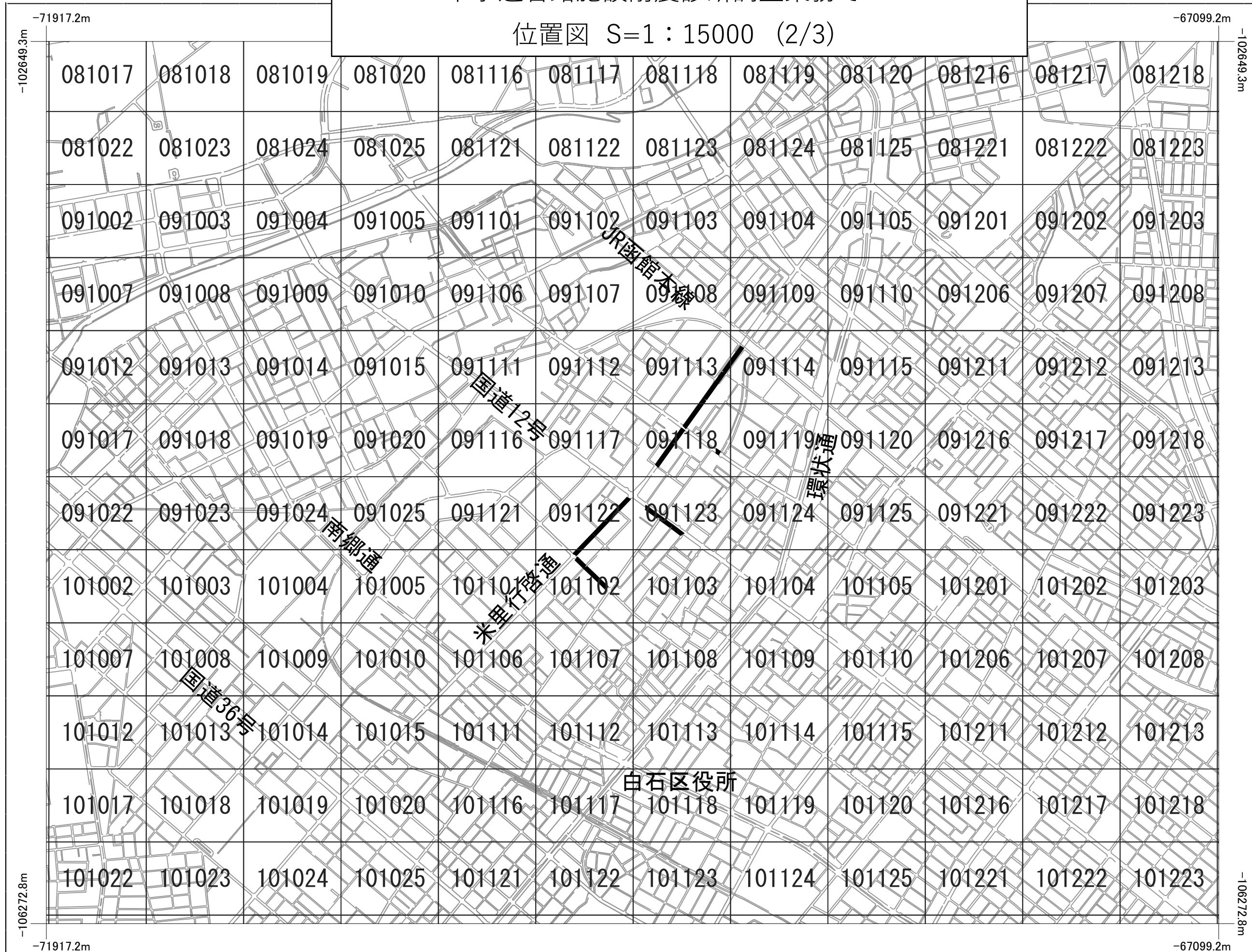
契約締結日から令和6年12月20日まで
4. 位置図

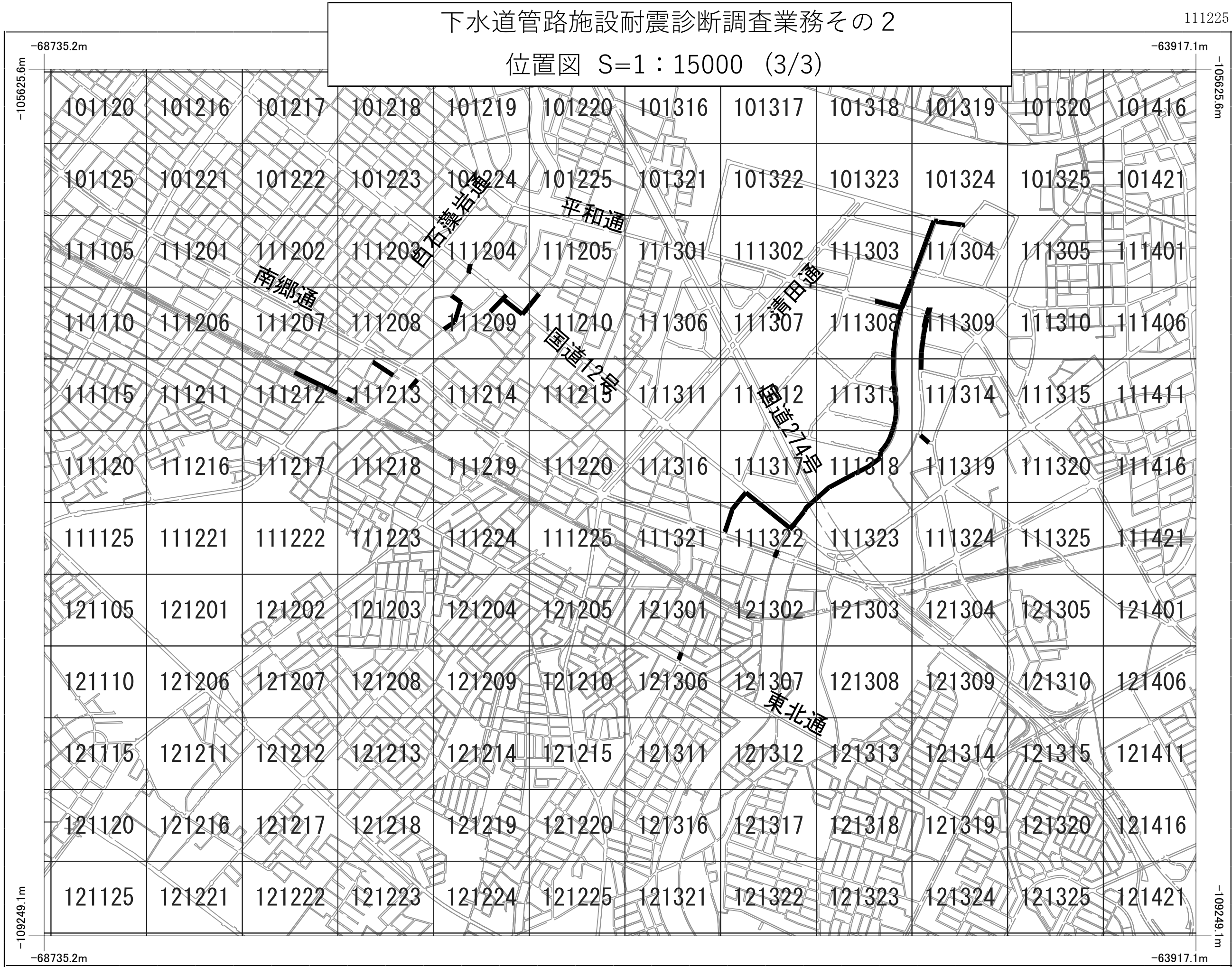
別添による。(位置図3枚)
5. 仕様書

別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書

—







()	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その2
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和 6 年 12 月 20 日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		☒ 有 無
設 計 協 議		中間打合せ 2 回
詳細診断	延 長	円形管（開削工法） 5,219 m 矩形管（現場打ち） 1,135 m
	調 査 対 象 管 路	☒ 雨水・汚水共 ☒ 合流のみ ☒ 汚水のみ ☒ 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	☒ 有 無
	特 殊 構 造 物	☐ 有 ☒ 無 特殊マンホール（ 基） マンホール形式ポンプ場（2 次製品）（ 基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（ 基） 吐口 その他（ ）
	耐 震 計 算	☒ 有（応答変位法） 無 レベル 1 地震動 ☒ レベル 1 及び 2 地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 ☒ 標準以外（121 断面）
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	15 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 600～2,000mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の 2 回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-102	091113107	091113158	2400×2400	135	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央3条3丁目
P-103	091113158	091114006	2400×2400	130	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央3条4丁目
P-104	091118161	091118801	2000	18.65	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	合流	開削工法	白石区	中央3条4丁目
P-105	091118065	091118104	2400×2400	72.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央2条4丁目
P-106	091118122	091113107	2400×2400	144.09	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央3条4丁目
P-107	091118015	091118065	2400×2400	117.09	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央2条3丁目
P-108	091122112	091122159	2400×2400	140.47	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央1条3丁目
P-109	091122159	091122157	2400×2400	69.2	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央1条3丁目
P-110	091123116	091123066	800	54.75	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	中央1条5丁目
P-111	091123068	091123008	800	71.97	S P管	合流	開削工法	白石区	中央1条4丁目
P-112	091123066	091123068	800	63.13	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	中央1条5丁目
P-113	101102055	091122112	2400×2400	115.15	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央1条4丁目
P-114	101102104	101102057	2400×2400	50.41	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央1条4丁目
P-115	101102107	101102104	2400×2400	128.32	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	中央1条4丁目
P-116	110820169	110820159	1350	76.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南22条西14丁目
P-117	111204062	111204053	1000	39.41	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通14丁目南
P-118	111209317	111209355	900	105.36	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	本通15丁目南
P-119	111209301	111209317	900	76.03	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	本通15丁目南
P-120	111209351	111209317	800	21.86	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	本通15丁目北
P-121	111209051	111209001	1000	48.34	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通14丁目南
P-122	111209004	111209051	900	86.52	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通14丁目南
P-123	111209007	111209004	900	54	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	白石区	本通14丁目南
P-124	111209355	111210203	900	110.95	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	本通15丁目南
P-125	111212109	111212163	1800	197.07	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	栄通13丁目
P-126	111213022	111213023	1800	25.66	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	南郷通14丁目南
P-127	111213072	111213105	1800	103.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	南郷通14丁目南
P-128	111213301	111213355	900	49.56	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	南郷通15丁目南
P-129	111303358	111304003	900	21.53	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター4丁目
P-130	111304305	111304303	900	13.45	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター7丁目
P-131	111304213	111304215	900	33	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター4丁目
P-132	111304215	111304209	900	68	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター4丁目
P-133	111304208	111304206	900	20	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター4丁目
P-134	111304209	111304208	900	26.3	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター4丁目
P-135	111304202	111304252	900	9.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター3丁目
P-136	111304252	111304251	900	7	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター3丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-137	111304206	111304202	900	73.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター４丁目
P-138	111304003	111304213	900	39.58	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター４丁目
P-139	111304251	111304305	900	98.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター３丁目
P-140	111308358	111308357	800	29.7	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-141	111308357	111308356	800	84.09	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-142	111308356	111308355	800	62.11	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-143	111308501	111308552	1650	109.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-144	111308552	111308551	1650	11.98	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-145	111308355	111308354	800	20.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-146	111308354	111308352	800	28.49	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-147	111308551	111304405	1650	113.3	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	流通センター４丁目
P-148	111308352	111303358	900	92.7	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター４丁目
P-149	111309213	111309212	1000	72	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-150	111309212	111309205	1000	72	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-151	111309404	111309403	900	53	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-152	111309205	111309204	1000	29	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-153	111309402	111309410	900	24.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-154	111309204	111309214	1000	16	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-155	111313355	111313354	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-156	111313356	111313355	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-157	111313354	111313353	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-158	111313353	111313352	800	80.64	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-159	111313352	111313351	800	83.19	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-160	111313351	111308358	800	53	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-161	111314204	111309213	1000	72	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-162	111317273	111322306	1000	137.25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-163	111318257	111318308	1000	131.16	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-164	111318308	111318307	1000	4.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-165	111318307	111318303	1000	16.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-166	111318351	111313356	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-167	111318207	111318257	1000	120.84	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-168	111318304	111318305	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-169	111318352	111318351	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-170	111318305	111318352	800	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-171	111318303	111318304	800	20	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-172	111319203	111319202	800	47.41	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター７丁目
P-173	111322501	111322554	800	31	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	本通２１丁目南
P-174	111322307	111322352	1000	22.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-175	111322504	111322503	800	33.34	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	白石区	南郷通２１丁目南
P-176	111322351	111318207	1000	144.93	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-177	111322306	111322307	1000	100	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-178	111322352	111322351	1000	69	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	流通センター５丁目
P-179	111322202	111317273	1000	89.14	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	本通２１丁目南
P-180	111322006	111322202	1000	94.47	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	白石区	本通２１丁目南
P-181	120901051	110921012	1000	118.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南２４条西１４丁目
P-182	120901114	120901110	900	69.12	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南２６条西１３丁目
P-183	120901056	120901051	1000	103.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南２５条西１３丁目
P-184	120901110	120901056	1000	99.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南２５条西１３丁目
P-185	120906151	120901173	900	43.63	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南２７条西１３丁目
P-186	120906155	120906151	900	113.37	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南２８条西１２丁目
P-187	120907012	120906155	900	113.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南２８条西１２丁目
P-188	120912125	120912060	900	110.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南３０条西１１丁目
P-189	120912122	120912125	900	47.37	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南３０条西１０丁目
P-190	120912006	120912001	900	115.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南２９条西１２丁目
P-191	120912060	120912006	900	64.56	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南３０条西１１丁目
P-192	120912110	120912106	600	36.85	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南２９条西１０丁目
P-193	120912116	120912110	600	40.27	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南３０条西１０丁目
P-194	120912106	120912103	600	77.98	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南２９条西１０丁目
P-195	120917111	120912122	900	106.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	南３０条西１０丁目
P-196	121306501	121306001	2250×1800	32.84	R C構造（現場打ち）	雨水	開削工法	白石区	栄通２０丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-136	091113107	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	14.02	4.63	昭和39年	001170	(04) 白石区	中央3条3丁目
M-137	091113158	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	13.4	5.2	昭和39年	001169	(04) 白石区	中央3条4丁目
M-138	091114006	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	14.11	7.67	昭和41年	001407	(04) 白石区	中央3条4丁目
M-139	091118015	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	16.25	5.18	昭和40年	001283	(04) 白石区	中央2条3丁目
M-140	091118065	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	15.49	5.29	昭和40年	001283	(04) 白石区	中央2条4丁目
M-141	091118104	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	15.08	6.71	昭和62年	016725	(04) 白石区	中央2条4丁目
M-142	091118122	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	14.97	4.88	昭和40年	001283	(04) 白石区	中央3条4丁目
M-143	091118161	(06) 6号型マンホール	16.44	7.79	平成02年	019623	(04) 白石区	中央3条4丁目
M-144	091118801	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.69	7.06	平成02年	019622	(04) 白石区	中央3条4丁目
M-145	091122112	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	18.26	4.85	昭和41年	001402	(04) 白石区	中央1条3丁目
M-146	091122157	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.92	5.91	昭和40年	001283	(04) 白石区	中央1条3丁目
M-147	091122159	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.8	5.39	昭和41年	001402	(04) 白石区	中央1条3丁目
M-148	091123008	(08) 2号型マンホール（角型）	18.42	6.07	昭和43年	001727	(04) 白石区	中央1条4丁目
M-149	091123066	(08) 2号型マンホール（角型）	18.52	5.93	昭和43年	001727	(04) 白石区	中央1条5丁目
M-150	091123068	(08) 2号型マンホール（角型）	18.46	5.99	昭和43年	001727	(04) 白石区	中央1条4丁目
M-151	091123116	(08) 2号型マンホール（角型）	18.6	5.92	昭和43年	001727	(04) 白石区	中央1条5丁目
M-152	101102055	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	19.15	5.58	昭和41年	001402	(04) 白石区	中央1条4丁目
M-153	101102057	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	19.26	5.67	昭和41年	001402	(04) 白石区	中央1条4丁目
M-154	101102104	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	19.61	4.95	昭和41年	001404	(04) 白石区	中央1条4丁目
M-155	101102107	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	20.1	5.27	昭和41年	001404	(04) 白石区	中央1条4丁目
M-156	110820159	(05) 5号型マンホール	38.58	7.61	昭和58年	012592	(01) 中央区	南2 1条西1 5丁目
M-157	110820169	(05) 5号型マンホール	39.43	8.11	昭和58年	012592	(01) 中央区	南2 2条西1 4丁目
M-158	110921012	(04) 4号型マンホール	41.78	7.07	昭和58年	012582	(01) 中央区	南2 3条西1 4丁目
M-159	111204053	(04) 4号型マンホール	19.2	5.68	昭和48年	003357	(04) 白石区	本通1 4丁目北
M-160	111204062	(04) 4号型マンホール	19	5.32	昭和48年	003357	(04) 白石区	本通1 4丁目南
M-161	111209001	(09) 3号型マンホール（角型）	18.43	3.8	昭和48年	003357	(04) 白石区	本通1 4丁目南
M-162	111209004	(08) 2号型マンホール（角型）	18.42	2.84	昭和48年	003357	(04) 白石区	本通1 4丁目南
M-163	111209007	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	18.46	2.7	昭和48年	003357	(04) 白石区	本通1 4丁目南
M-164	111209051	(09) 3号型マンホール（角型）	18.43	3.6	昭和48年	003357	(04) 白石区	本通1 4丁目南
M-165	111209301	(08) 2号型マンホール（角型）	17.02	3.93	昭和48年	003698	(04) 白石区	本通1 5丁目南
M-166	111209317	(09) 3号型マンホール（角型）	18.7	5.87	昭和49年	003697	(04) 白石区	本通1 5丁目南
M-167	111209351	(08) 2号型マンホール（角型）	18.76	4.51	昭和55年	009213	(04) 白石区	本通1 5丁目北
M-168	111209355	(09) 3号型マンホール（角型）	20.58	8.07	昭和48年	003697	(04) 白石区	本通1 5丁目南
M-169	111210203	(08) 2号型マンホール（角型）	16.66	4.32	昭和48年	003697	(04) 白石区	本通1 6丁目北
M-170	111212109	(05) 5号型マンホール	33.49	7.98	昭和57年	011171	(04) 白石区	栄通1 3丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-171	111212163	(05) 5号型マンホール	31.36	7.75	昭和57年	011170	(04) 白石区	南郷通1 4丁目南
M-172	111213022	(15) 特殊5号型マンホール	26.6	4.6	昭和57年	011170	(04) 白石区	南郷通1 4丁目南
M-173	111213023	(15) 特殊5号型マンホール	28.43	7.99	昭和57年	011170	(04) 白石区	南郷通1 4丁目南
M-174	111213072	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	27.54	7.92	昭和57年	011170	(04) 白石区	南郷通1 4丁目南
M-175	111213105	(15) 特殊5号型マンホール	21.76	2.4	昭和57年	011170	(04) 白石区	南郷通1 4丁目南
M-176	111213301	(08) 2号型マンホール（角型）	21.89	4.55	昭和48年	003698	(04) 白石区	南郷通1 5丁目南
M-177	111213355	(09) 3号型マンホール（角型）	23.23	6.57	昭和48年	003698	(04) 白石区	南郷通1 5丁目南
M-178	111303358	(09) 3号型マンホール（角型）	16.64	7.86	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-179	111304003	(09) 3号型マンホール（角型）	16.68	7.94	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-180	111304202	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	13.5	5.27	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター3丁目
M-181	111304206	(02) 2号型マンホール（円型）	13.79	5.46	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-182	111304208	(02) 2号型マンホール（円型）	13.58	5.12	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-183	111304209	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	14.76	6.28	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-184	111304213	(09) 3号型マンホール（角型）	17.22	8.54	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-185	111304215	(02) 2号型マンホール（円型）	13.65	5.03	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-186	111304251	(09) 3号型マンホール（角型）	13.5	5.53	昭和46年	002851	(04) 白石区	流通センター3丁目
M-187	111304252	(09) 3号型マンホール（角型）	13.5	5.52	昭和46年	002851	(04) 白石区	流通センター3丁目
M-188	111304303	(75) 5号B型マンホール	14.62	7.02	平成10年	030247	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-189	111304305	(09) 3号型マンホール（角型）	13.78	5.98	昭和46年	002851	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-190	111304405	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	16.68	6.95	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-191	111308352	(08) 2号型マンホール（角型）	18	9.06	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-192	111308354	(08) 2号型マンホール（角型）	18	8.96	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-193	111308355	(08) 2号型マンホール（角型）	17.6	7.7	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-194	111308356	(08) 2号型マンホール（角型）	16.09	5.22	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-195	111308357	(08) 2号型マンホール（角型）	15.53	4.49	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-196	111308358	(08) 2号型マンホール（角型）	16.1	4.9	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-197	111308501	(05) 5号型マンホール	15.48	4.88	昭和44年	002123	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-198	111308551	(05) 5号型マンホール	18	7.96	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター4丁目
M-199	111308552	(05) 5号型マンホール	17.98	7.52	昭和44年	002121	(04) 白石区	流通センター5丁目
M-200	111309204	(09) 3号型マンホール（角型）	17.9	9.48	昭和46年	002478	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-201	111309205	(09) 3号型マンホール（角型）	17.94	9.36	昭和46年	002479	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-202	111309212	(09) 3号型マンホール（角型）	16.45	7.76	昭和46年	002479	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-203	111309213	(09) 3号型マンホール（角型）	15.03	6.23	昭和46年	002479	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-204	111309214	(77) 7号B型マンホール	17.67	9.39	昭和63年	030249	(04) 白石区	流通センター7丁目
M-205	111309402	(08) 2号型マンホール（角型）	18.39	6.81	昭和45年	002478	(04) 白石区	流通センター7丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-206	111309403	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	18.32	7.98	平成02年	020206	(04) 白石区	流通センター 7 丁目
M-207	111309404	(08) 2 号型マンホール（角型）	17.2	5.47	昭和45年	002479	(04) 白石区	流通センター 7 丁目
M-208	111309410	(75) 5 号 B 型マンホール	18.03	7.73	昭和63年	030249	(04) 白石区	流通センター 7 丁目
M-209	111313351	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.55	4.35	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-210	111313352	(02) 2 号型マンホール（円型）	16.02	4.65	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-211	111313353	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.62	4.09	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-212	111313354	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.63	4.05	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-213	111313355	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.64	4.01	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-214	111313356	(02) 2 号型マンホール（円型）	16.14	4.46	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-215	111314204	(03) 3 号型マンホール（円型）	14.98	6.08	昭和46年	002479	(04) 白石区	流通センター 7 丁目
M-216	111317273	(09) 3 号型マンホール（角型）	18.29	5.07	昭和48年	003690	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-217	111318207	(09) 3 号型マンホール（角型）	16.68	4.37	昭和48年	003686	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-218	111318257	(09) 3 号型マンホール（角型）	16.49	4.38	昭和48年	003686	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-219	111318303	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.7	3.78	昭和48年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-220	111318304	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.69	3.81	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-221	111318305	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.68	3.85	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-222	111318307	(09) 3 号型マンホール（角型）	16.02	4.12	昭和50年	004658	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-223	111318308	(09) 3 号型マンホール（角型）	16.3	4.38	昭和48年	003686	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-224	111318351	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.67	3.94	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-225	111318352	(02) 2 号型マンホール（円型）	15.68	3.9	昭和44年	002122	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-226	111319202	(08) 2 号型マンホール（角型）	15.66	5.85	昭和51年	002479	(04) 白石区	流通センター 7 丁目
M-227	111319203	(08) 2 号型マンホール（角型）	15.84	5.68	昭和51年	005358	(04) 白石区	流通センター 7 丁目
M-228	111322006	(03) 3 号型マンホール（円型）	18.27	4.89	昭和48年	003687	(04) 白石区	本通 2 1 丁目南
M-229	111322202	(09) 3 号型マンホール（角型）	18.05	4.69	昭和48年	003687	(04) 白石区	本通 2 1 丁目南
M-230	111322306	(01) 1 号型マンホール	19.12	6.12	昭和48年	003690	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-231	111322307	(09) 3 号型マンホール（角型）	20.87	8.09	昭和48年	003686	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-232	111322351	(09) 3 号型マンホール（角型）	16.89	4.37	昭和48年	003686	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-233	111322352	(09) 3 号型マンホール（角型）	21.04	8.39	昭和48年	003686	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-234	111322501	(08) 2 号型マンホール（角型）	20.41	6.16	昭和49年	004123	(04) 白石区	本通 2 1 丁目南
M-235	111322503	(08) 2 号型マンホール（角型）	20.63	6.02	昭和50年	004665	(04) 白石区	本通 2 1 丁目南
M-236	111322504	(08) 2 号型マンホール（角型）	20.76	5.95	昭和50年	004665	(04) 白石区	南郷通 2 1 丁目南
M-237	111322554	(08) 2 号型マンホール（角型）	20.81	6.63	昭和49年	004123	(04) 白石区	流通センター 5 丁目
M-238	120901051	(09) 3 号型マンホール（角型）	43	7.52	昭和58年	012582	(01) 中央区	南 2 4 条西 1 4 丁目
M-239	120901056	(09) 3 号型マンホール（角型）	44.02	8.11	昭和58年	012583	(01) 中央区	南 2 5 条西 1 3 丁目
M-240	120901110	(09) 3 号型マンホール（角型）	44.97	8.66	昭和58年	012583	(01) 中央区	南 2 5 条西 1 3 丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-241	120901114	(09) 3号型マンホール（角型）	45.7	8.99	昭和58年	012583	(01) 中央区	南2 6条西1 3丁目
M-242	120901173	(02) 2号型マンホール（円型）	46.46	9.42	昭和58年	012584	(01) 中央区	南2 6条西1 3丁目
M-243	120906151	(02) 2号型マンホール（円型）	46.89	9.7	昭和58年	012584	(01) 中央区	南2 7条西1 3丁目
M-244	120906155	(02) 2号型マンホール（円型）	47.78	10.12	昭和58年	012584	(01) 中央区	南2 8条西1 2丁目
M-245	120907012	(02) 2号型マンホール（円型）	48.91	10.8	昭和58年	012584	(01) 中央区	南2 8条西1 2丁目
M-246	120912001	(02) 2号型マンホール（円型）	50.21	11.65	昭和58年	012585	(01) 中央区	南2 9条西1 2丁目
M-247	120912006	(02) 2号型マンホール（円型）	51.37	12.34	昭和58年	012585	(01) 中央区	南2 9条西1 2丁目
M-248	120912060	(02) 2号型マンホール（円型）	51.96	12.65	昭和58年	012585	(01) 中央区	南3 0条西1 1丁目
M-249	120912103	(42) 旧型2号型マンホール	49.61	5.28	昭和08年	000085	(01) 中央区	南2 9条西1 0丁目
M-250	120912106	(42) 旧型2号型マンホール	50.3	5.63	昭和08年	000085	(01) 中央区	南2 9条西1 0丁目
M-251	120912110	(42) 旧型2号型マンホール	50.69	5.77	昭和08年	000085	(01) 中央区	南2 9条西1 0丁目
M-252	120912116	(42) 旧型2号型マンホール	51.09	5.63	昭和08年	000085	(01) 中央区	南3 0条西1 0丁目
M-253	120912122	(02) 2号型マンホール（円型）	52.31	12.33	昭和58年	012586	(01) 中央区	南3 0条西1 0丁目
M-254	120912125	(02) 2号型マンホール（円型）	52.04	12.28	昭和58年	012585	(01) 中央区	南3 0条西1 1丁目
M-255	120917111	(01) 1号型マンホール	54.14	13.27	昭和58年	012586	(01) 中央区	南3 0条西1 0丁目
M-256	121306001	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	21.68	4.73	昭和50年	004645	(04) 白石区	栄通2 1丁目
M-257	121306501	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	21.68	4.7	昭和51年	005284	(04) 白石区	栄通2 0丁目

診断箇所一覧表（管渠の計算を伴わない人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-425	050820058	(01) 1号型マンホール	5.67	3.12	平成07年	025230	(02) 北区	あいの里1条7丁目
M-426	050817170	(01) 1号型マンホール	5.41	3.66	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-427	040825013	(02) 2号型マンホール（円型）	5.42	2.94	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-428	050822110	(02) 2号型マンホール（円型）	5.41	2.86	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-429	050820059	(01) 1号型マンホール	5.37	3	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-430	040824171	(02) 2号型マンホール（円型）	5.26	2.41	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-431	050817173	(01) 1号型マンホール	5.35	5.88	昭和57年	012277	(02) 北区	あいの里2条7丁目
M-432	050820055	(01) 1号型マンホール	5.97	3.16	平成07年	025230	(02) 北区	あいの里1条7丁目
M-433	050820012	(01) 1号型マンホール	5.87	2.22	昭和58年	013467	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-434	050817125	(01) 1号型マンホール	5.29	2.55	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条7丁目
M-435	040825016	(01) 1号型マンホール	6.44	2.01	昭和51年	005652	(02) 北区	新琴似4条6丁目
M-436	040825014	(01) 1号型マンホール	7.41	3.35	昭和47年	003310	(02) 北区	新琴似7条2丁目
M-437	050817121	(01) 1号型マンホール	7.01	3.37	昭和47年	003310	(02) 北区	新琴似7条2丁目
M-438	050820057	(01) 1号型マンホール	6.71	3.15	昭和51年	005652	(02) 北区	新琴似4条7丁目
M-439	050820010	(01) 1号型マンホール	5.71	2.91	昭和51年	005622	(02) 北区	新琴似12条6丁目

管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

1) 業務着手届

2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

①技術者等経歴書

②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）

③資格要件を証明する書類の写し

3) 業務日程表

(2) 業務実施中

1) 業務計画書

(3) 完了時

1) 業務完了届

2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、その都度承認を受けるものとする。

1.9 主任技術者及び照査技術者

(1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。

(2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。

(3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

(4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 担当職員

(1) 本市は、設計業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。

(2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときには、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

第3章 耐震診断調査等一般

3.1 打合せ

(1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

3.3 調査上の疑義

調査上疑義の生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きょの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第4章 耐震診断調査（詳細診断）

4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きょの計算を伴わないマンホール

についてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

(1) レベル 1 の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル 1 及びレベル 2 の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

4.3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

4.4 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図（ $S=2,500$ ）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図（縦断： $S=1/100$ 、平面： $S=1/500$ ）は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

4.5 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

第 5 章 照査

5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断（詳細診断）

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き 2 部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き 2 部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き 2 部
(4) 成果品目録		A4 判製本 2 部
(5) 報告書		A4 判製本 2 部
(6) 打合せ議事録		A4 判製本 2 部
(7) その他参考資料（老朽度調査記録資料他）		原稿一式

6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品 2 部（正・副各 1 部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

- 媒体の仕様 : CD または DVD
- 媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下 2 桁) + 業務番号 4 桁 例 : 240010)
- 業務名称 (例 : 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)
- 完了年月 (例 : 2024 年〇月)
- 委託者名 (課名) (例 : 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)
- 受託者名 (例 : □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報（詳細は(3)参照）

ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

（使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること）

PDFデータ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

業務管理ファイル（Microsoft Excel）

（詳細は(4)に記載）

(2) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス（パターンファイル）定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(3) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル（エクセル形式）を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業 務 名		第 号（※1） 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇（※2）		
受 注 者		□□□□コンサルタント株式会社（※3）		
		主任技術者：（※3）		連絡先：（※3）
TECRIS 登録番号		※4		
ソフトウェア 情報	番 号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2024年の業務番号101番→「240101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）

※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 (使用したソフトウェアのすべてを記載すること。)
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領 (札幌市下水道河川局事業推進部)
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針 (〃)
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (〃)
- (6) 下水道管路施設設計の手引き (〃)
- (7) 下水道施設の耐震対策マニュアル (〃)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (〃)
- (9) 下水道施設耐震計算例ー管路施設編 (〃)
- (10) 下水道推進工法の指針と解説 (〃)
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (〃)
- (12) 水理公式集 (土木学会)
- (13) コンクリート標準示方書 (〃)
- (14) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (〃)
- (15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (〃)
- (16) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (〃)
- (17) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (18) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (19) 札幌市道路占用規則等
- (20) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (21) 道路土工ー仮設構造物工指針 (〃)
- (22) 道路土工ー擁壁工指針 (〃)
- (23) 道路土工ーカルバート工指針 (〃)
- (24) 共同溝設計指針 (〃)
- (25) 道路橋示方書・同解説 (〃)
- (26) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (27) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)

第 8 章 業務カルテの作成・登録

8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報入力システム（TECRIS）（一財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 15 日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に変更データを提出しなければならない。

第 9 章 安全対策関係

9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、処理工法の変更、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員 A	交通誘導 警備員 B	備考
現地踏査及び現地作業	1 人／日	2 人／日	市街地及び公安委員会 認定路線
現地踏査及び現地作業	0 人／日	3 人／日	上記以外

交通誘導警備員 A については、次項における 1 級又は 2 級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 級又は 2 級検定合格警備員を 1 人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－１ 資格要件分類表

要件分類	資 格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCM（同種・類似業務の履行経験がある）のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCM のいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について（大卒：13 年、短大・高専卒：15 年、高卒：17 年）以上の実務経験を有する者

表－２ 下水道法に規定された資格要件（下水道法施行令第 15 条第 1 項の一部を抜粋）

1. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（以下、省略）
2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（以下、省略）
3. 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条

の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。